

会 議 録

1 会議名

第8回上越市地域協議会検証会議

2 議題（公開・非公開の別）

（1）検証結果の最終報告書についての協議（公開）

3 開催日時

平成26年11月18日（火） 午後2時20分から午後5時まで

4 開催場所

ハートフルスクエアG 中研修室（岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地23）

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 山崎 仁朗、宗野 隆俊、牧田 実、加藤 義浩

・事務局： 笹川自治・市民環境部長、自治・地域振興課：塚田課長、小林副課長、大島係長、石崎主任

8 発言の内容

【塚田課長】

ただいまから第8回上越市地域協議会検証会議を開催いたします。本日はご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは設置要綱の第5条第1項の規定に基づきまして、この後は山崎座長に会の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【山崎座長】

それでは次第に沿いまして、議事に入らせていただきます。本日は検証会議の最終報告書についての協議ということです。午後4時45分までを予定しておりますので、会議の進行へのご協力のほどをよろしく願いいたします。

今日の協議ですが、次第にありますように最終報告書についての協議という、これ1点だけです。まずは進め方について、今ある報告書案を基に進めていくのですが、我々の間ではお互

いに意見交換したものなので、我々も議論は行いますが、事務局でも見ていただいたかと思うので、少し変則的ですが、事務局の方から何かこの件についてご意見等、あるいはご質問等いただいて、それに基づいて議論していくというやり方もあるのかなというふうに思うのですが、いかがですか。

【塚田課長】

進め方としては、項目ごとにやっていかれますか。それであれば、その都度意見を出させてもらえれば。

【山崎座長】

進め方から言うと、項目ごとに順番どおりやっていって、それぞれについて事務局から、例えば質問、意見等をいただいてそれに基づいて議論していくというやり方でどうでしょうか。

【塚田課長】

はい。

【山崎座長】

では、そのように進めたいと思います。

また、あらかじめ確認ですが、既に決まっていた検証事項について若干文言を変えました。この資料ですと、10ページの8番「認知度の向上について」までで、これで当初出されていた検証事項については、昨年の中間報告と合わせて検証を終えたということになるかなと思います。9番から12番については、この検証会議で議論を進める中で、こんなことについてちゃんと議論、検討しておいた方がいいということで検証したものですので、冒頭に書いてありますが、9番から12番については考え方のみ記載しております。

【塚田課長】

全体構成の話なのですが、中間報告書とこの最終報告書案の関係と伺いますか、もう中間報告書も含んだ最終形態というふうに理解していいのか、またここに中間報告書の一部分が合わさるのか。

【山崎座長】

まず、中間報告書に一点だけ修正部分があります。それが今日の資料の12番です。この「意見提出の在り方について」というのは、すでに中間報告で出ています。中間報告の4ページ、1-4「意見提出の在り方」というところです。この部分については、今日の資料が、いわゆる差し替えということになるわけです。

順番をどうするかとか、それはまた別途ありますが、いずれにせよ中間報告と今回の今年度

分のまとめが合わさる形で最終的な報告ということになるかなと思います。

【塚田課長】

はい、分かりました。

【山崎座長】

検証項目の順番とか文言というのは、やはり重視した方がいいですか。

【塚田課長】

すべての検証内容が入っていればかまいません。

【山崎座長】

では順番も適宜我々の判断で変えてもいいですか。

【塚田課長】

はい。

【山崎座長】

分かりました。

それで、昨年度まとめた中間報告と、今年度のまとめ案を合わせれば、検証事項はすべて網羅されているはずですが、また、今年度のまとめの中で9番から11番は新たな検証事項として我々が付け加えたものです。これについても、最終報告に当然のことながら盛り込みたいというふうに思っています。そのところの基本的な確認はそれでいいですか。では審議に入りたいと思います。

では今日、お配りいただいた今年度まとめ案について、1番の「地域協議会のこれまでの成果について」ということです。これについては我々委員の間では、加藤委員が下案をまとめてくださったのですが、何かありますか。

【加藤委員】

そうですね。まずは評価という形で抽出したものというふうに解釈しています。

【山崎座長】

では、事務局の方からこの1番に関して何かございますか。

【小林副課長】

特にはないです。

【山崎座長】

はい。ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

あと、中身的に重複する部分もあるかなとは思っているのですが、各項目について述べる関係上、

触れなくてはいけないことはあると思うので、多少の重複はあってもいいのかなというのは前提にしています。では次に行ってよろしいですか。

次は2番「地域協議会の委員資格について」ということです。これについては、たたき台を作ったのは宗野副座長だったと思いますが、何か付け加えることはありますでしょうか。

【宗野副座長】

3ページの考え方の中の6行目なのですが、「地域協議会が市長の附属機関である以上、市議会議員に委員の資格がないことはいうまでもない」とここで言い切っているのですが、松本英昭さんという元自治官僚の方が書かれた地方自治法の解説本の中では、これは妨げないというふうに書かれていて、非常に意外だったのですが、ただ上越市の場合はいくらまでのやり取りに関して、市議会議員に資格を与えるということはちょっと考えられないかなと思います。このままでもいいと思うのですが、法解釈上はこのようには言い切れないということのようです。

【山崎座長】

結論としてはこのままでいいということですね。

【宗野副座長】

はい、いいと思います。

【山崎座長】

ちなみにドイツでは、議員が委員になるということはありません。ただそれは市によって違います。だから確かにちょっと違和感がありました。ただ、今宗野副座長がおっしゃるように、上越でそういうことを言うのも変かなという気がするのですが。

【小林副課長】

多分附属機関であっても可だとは思いますが、上越は公募公選制を採っているのですが、同じ公選制の中で市議会議員と地域協議会委員というのは、ちょっと成り立たないのだろうなという気はします。県議会議員と市議会議員にどちらにもなれるみたいなイメージで、ちょっと違うかもしれないですけど。

【山崎座長】

分かりやすく言うとそういうことですね。

宗野副座長はどうですか。

【宗野副座長】

僕の感覚からすると、市長の附属機関である委員に、市議会議員になるのはちょっとまずい

のではないかと思っています。一応緊張感がある関係を維持するというのがありますので、これは残していいのかなと思います。

【山崎座長】

いずれにせよ、この一文はこの項目の本筋ではないですよね。だからこの一文はなくなってもいいわけですよね、もちろんあってもいいですけども。

【加藤委員】

それであれば、兼任はできないとした方がよいかという気がします。

【山崎座長】

それではここはそういった趣旨に変えるということによいでしょうか。

では次に3番「地域協議会の運営について（自主審議などの活性化策）」です。これは牧田委員でしたね。何か付け加えることはありますか。

【牧田委員】

特にありません。

【山崎座長】

事務局の方はいかがでしょうか。

【塚田課長】

ないです。

【山崎座長】

それでは4番「地域協議会と住民の関係について（代表性を担保する仕組みにづくり）」について、これも牧田委員でしたね。どうでしょうか。

【牧田委員】

特にないです。

【山崎座長】

ほかの皆さんいかがですか。

【宗野副座長】

いわゆる15区に地域自治区と地域協議会を設置するときに、屋上屋ではないかという話が出て、それに対して市からの説明の仕方として、住民組織と地域協議会というのはこれだけ中身が違うという議論をされたと思います。そのときに住民組織というのは、自分たちの地域を自力で良くしていく、そういう機関だという位置付けがされていますけれども、地域協議会は諮問に対する答申、あるいは自主的審議を通じて意見を出す、そうやって市長に対して公式の

ルートで自治区のいろいろな課題であるとか、それに対する案を提出できる、そういう制度的な位置付けがあるんだということを言われていました。そのことはやはりここでもう一回確認した方がいいのではないかと思います。

【山崎座長】

今、宗野副座長がおっしゃったとおり、実績というところの論点ですね。「各区を代表する機関であり、その委員は公募公選制の下で選任されている。この意味で、地域協議会に制度上・形式上の代表制が担保されていることはいうまでもない。」ということで、一応言っただけなのかなとも思います。

【宗野副座長】

この書き方だと公募公選制である以上、代表制が担保されているということが書いてあるように見えます。もちろんそれはそうなんですけれども、町内会と住民組織との違いということを実際立たせるには、私は書いた方がいいと思います。それでいうのであれば、先ほども言いましたけれども自主的審議、あるいは答申等を通じて、公式のルートで市政に自治区のいろいろな意見等を反映することができると、それが制度化されたものなんだということは言うべきかなと思います。報告書を読んだ市民が、「なるほどそういうことなのか。」ともう一回確認していただいてもいいのかなと。

【牧田委員】

あちこちで書かれていますから、最終報告としてまとめるときに、ここでもう一回強調する必要があるというふうになったならば、変えてもいいかなと思います。

【山崎座長】

そうなんです。同じような趣旨のことがかなりあちこちで書かれていて、たとえば7ページをご覧ください。6番に「地域協議会の果たすべき役割について」という項目がありまして、その中の考え方の辺りで自主審議のことが書いてあります。ちょっとだけ読ませていただきますと、「上記のように、地域協議会は、諮問事項にとどまらず、自主的に審議すべき事項を取り上げて議論するという実績を積み上げてきた。このことが、全国的に見たときの上越市の地域協議会の特徴であるという評価もすでに定着しており、住民のあいだにも…」ということです。これは、自主審議、諮問答申をやってきた実績がある。それが制度上も担保されているし、実績、実体としてもそういうふうな性格を身に付けてきたと、そのことは住民にもかなり浸透しているという認識がありますので、その趣旨をいろんな個所で繰り返し強調しておくということですかね。あとどこかで町内会との違いというのが書かれていると思いますので、ど

うでしょうか。

【牧田委員】

先ほどおっしゃっていたように、ここをもう一回強調したいということであれば、入れることはやぶさかでないと思います。

【宗野副座長】

「地域自治区からの意見」のところ、町内会と住民団体の違いについて、よく分かっていないのではないかという個所もありましたね。

「住民の代表とすると町内会長との関係で齟齬をきたす」と4ページの最後の方にあるのですが、こういったことを書いて、これをここで説いておいてもいいのかなというふうな気がします。

【山崎座長】

考え方のところで入れるわけですね。例えば考え方の2行目に「地域協議会はあくまで議論と意思決定を担う機関であり、地域の活動を実際に担っているのは町内会だ」という書き方をしているのですが、ここもちょっと明確にした方がいいという話ですね。

【塚田課長】

ちょっとよろしいですか。今の地域自治区からの意見のところの最後に「事業主体となる団体との軋轢がある」というところなのですが、一番あったのが地域活動支援事業の審査で、地域のことを分からない地域協議会委員が、地域のことを分かっている団体が提案したものを良いとか悪いとかという評価をするというところで、スタート当初、軋轢を生んだ状況があったのですけれども、これは公募公選制を採っている以上、実施主体から代表が出て、皆で決めて、事業主体が分担し合いながら地域の活動をしていくような仕組みにはなりえないところがありますので、そういうところの制度的な課題というところもあるのかなと。だから町内会との違いだけで議論するのはちょっとどうなのかなという気はしています。

【山崎座長】

そうですね。そういう人たちに言わせると、公募公選制と言ったって、公選が事実上機能していないということにもなるのだけれども、ただ、公共的意思決定を担う機関には違いがないので、そうである以上、委員が審査するのは当然なわけです。

【塚田課長】

この軋轢を生まないようにするには、各種団体との意見交換による意思疎通を図り、課題を共有していくというところを経ていかないと、やはりいつまでたってもこの軋轢がなくならな

いのだろうなどは思います。だから制度的にはそういう課題があるのだけれども、その課題を克服するためにはやはり地域の団体なり、住民との接点を増やして、課題共有、相互理解を進めていくというところが必要だと思っています。

【山崎座長】

その話もどこかに書いてあったような気がします。おっしゃる趣旨はそのとおりだと思います。

考え方の4行目あたりからもそうですね。「諸団体と定期的に意見交換の機会を持つことが望ましい。」とか、その後に書いてある「代表を招き、意見を聞く機会も日常的にあっている。」ということ、その後の「代表性を認められ」というところ、「住民の意見を広く吸い上げ、議論する場として実質的に機能する」という、この辺りは、今塚田課長がおっしゃったようなことになります。

【牧田委員】

制度的にやってきたのだということは、そういう位置付けになっているわけだから当然のことですし、それを実質化するためにどうするかということですね。

【山崎座長】

今のようなことも念頭に置きながら、もうちょっと分かりやすく、みたいなものでしょうか。はい、趣旨は分かったかなと思います。

次は5番の「委員の心構えについて」ということで、これは二つに分かれています。まず5-1が「やりがい度の向上策」ということです。これも牧田委員だったと思いますがいかがですか。ほかの皆さんどうでしょうか。

【小林副課長】

考え方の最後の2行目ですが、民間の中間支援組織のサポートというところが、それが上越市内にあれば当然サポートを求めていきたいとは思いますが、今は事実上そういったところが市内にはないのかなと思っているのですが。

【牧田委員】

くびき野NPOサポートセンターは違うんですか。

【小林副課長】

あそこはちょっと違いますね。NPOの立ち上げとか、そちらの支援とか事務局部分を支援したりすることはあるとは思いますが、会の運営までというのはあまり、逆に自分たちが口出しをしてはいけないみたいな感じもあります。

【山崎座長】

中間支援組織という言葉が出てくるのはこの一か所だけでしたか。

【小林副課長】

11ページの「地域協議会と市議会との関係について」のちょっと上です。中間支援組織ではないですけども、「外部の市民・住民団体が支援することも考えられる。」というのが、もしかしたら似ているかなと思います。

【山崎座長】

その言い方だったらほかにもありますね。先ほど既に議論した4ページの考え方に、「その際には、外部の専門家やファシリテーターをサポーターとして招くことも必要になるだろう。」というところがあって、この内容のことは何回か出てきています。中間支援組織って何？ということであれば、別にこの言葉にこだわる必要はないと思います。

【牧田委員】

市内にいらなくてもいいんですよね。

【小林副課長】

そうですね。市内にいらなくてもいいんですよね。

【牧田委員】

新潟から行くのもいいんですよね。

【加藤委員】

それこそ中の人ではなくて、外から呼んだ方が外の視点も取り入れられたりとか、そういうこともあり得るので、特に市内にないからどうこうという話ではないかなと思いますね。

【小林副課長】

では、これは外部の専門家等、外の方からも見ていただきたいという、そういう意味も含むということですよ。

【山崎座長】

分かりました。ちょっとそういう意見も出たので、牧田委員にまた考えていただいて、ほかいかがでしょうか。

【加藤委員】

今の中間支援組織の単語のある同じ段落の1行目なのですが、「地域を元気にするために必要な提案事業」はほかのところでも何回も出てきますが、その出し方はどうなのか、この事業は何か切り札的な使われ方をしているようで、例えば6番の「地域協議会の果たすべき役割」だと

か。その文脈を読んでいけば、あえてたくさん出さなくてもいいかなと思います。

【山崎座長】

そこはですね、前提としてあるのが、この事業の提案が実際にはまだなされていないわけです。だからこの制度をうまく動かしていくにはどうしたらいいのかということは、我々も問題意識としてあったかと思います。その問題意識があるものだから、あちこちで触れられている。そして、そのことを正面で扱っているのが、13ページの11番「地域協議会の機能を強化するための諸施策について」の中です。だから、やはりこの事業をうまく使いたいし、使えるようなものにすることは大事なことだという認識もあるから、触れられているのではないのでしょうか。ほかの委員の方いかがでしょうか。

【牧田委員】

この事業を特に出しているというよりは、何か地域協議会を活性化するためにと考えたときに、この事業に傾斜した形で考えていたということです。

気になるようなら、別の表現に置き換えも可能だと思います。

【加藤委員】

中間報告と合わせて一本にしたときに、通して読んで考えるということでどうかなと思っています。

【山崎座長】

この「地域を元気にするために必要な提案事業」というものを、どう機能させるかということが、これからの地域協議会にとって重要なんだという認識が我々には多分あるんです。そんなことを正面から扱ったのがさっきの11番目の項目ですし、ほかの項目についてもそういう問題意識を踏まえて触れているという理解かなと思います。

【牧田委員】

この事業にある種シンボリックな意味を持たせていて、行政として手助けしないといけないし、あと地域の住民の方との連携もきっちりしないとできないものということですね。だからこの事業名が頻出して気になるというのであったら、そういう趣旨に書き換えればいいだけの話ではあるんです。

【山崎座長】

分かりました。改めて中間報告を含めて読んだときに違和感があれば、ちょっと考えてもいいかもしれません。あといかがでしょうか。

【加藤委員】

細かいですけれども、7ページ目の2行目ですね、「パンフレットなどを作成し、地域協議会の委員の任命式などの場で配布して」というところで、「など」があるのですけれど、これは応募のタイミングで知らしめておくような方法の方が、委員とはどういうものなのかを市民へ周知できるのではないかと思います。

委員としても、それを認識した上で応募すれば、いきなり任命式で言われて「そんなふうには思っていなかった」という感じにはならないかなと思います。

【牧田委員】

公募説明会か何かで。

【小林副課長】

「公募の際や、任命式など」でいいのではないですか。

【山崎座長】

そういう意味ですね。あとはいかがでしょうか。

【塚田課長】

6ページの下から4行目の最後の方なのですが、「住民の意見や利害を代表する性格」とありますが、意見を代表するというのは条例等で書いてあるのですが、利害というのが今まで出てきていないので、利害を代表すると言えるかどうか。これがまた同じように7ページの考え方の4行目と5行目にも「意見や利害」と出てくるのですけれども、これが言えるのかどうか。

【山崎座長】

我々はすぐ意見や利害と書いてしまいますが。

【小林副課長】

おそらく利害だとちょっと政治的かなという感じがするのかなと思うのですけれども。

【山崎座長】

もちろん政治的なんですけれども、利害のない意見があるのかとも思いますね。別にこだわりは全然ないのですけれど。ほかの委員の皆さんいかがですか。

【宗野副座長】

私もあまり利害という言葉は使わないんです。使わないように気を付けているといった方がいいかもしれません。では利害を代表するというのは、具体的にはどういう場面なのでしょう。意見とはまた別に利害という言葉も使うわけですね。

【山崎座長】

例えば克雪ですね。あれは正に利害ではないですか。

【宗野副座長】

意見じゃだめなのですか。

【山崎座長】

それは利害があつて、意見を言うわけですから、いろいろな地域利害があつて、そんな政策をやられたらたまつたものではないという。

【宗野副座長】

それはそうなんですけれども、まあ利害という言葉はこの全体の中で、あまり使われていないですよ。

【塚田課長】

利と害ですから、どちらか一方に地域協議会が付くというか、加担するというか、公平感の観点からするとどうなのかなというようなイメージもありますよね。

【山崎座長】

分かりました。「利害」をとりましようか。言っている中身は変わらないので。ほかなければ次に行きます。

6番の「地域協議会の果たすべき役割について」ということで、これは下案を作ったのは私なのですが、私からは特にないので、むしろ皆さんに言っていただければ。

【小林副課長】

8ページの議会との関係の段落なのですが、「地域協議会は、最終的な意思決定が求められる議会とは異なり、一つの結論を出すことに必ずしもこだわる必要はない」と言っていて、これが一番最後の12番目の項目の中では一応意見をまとめてくれと、ただ、まとめきれない場合は仕方がないという言い方なので、ちょっとその整合性がどうなのかなと。

【山崎座長】

そういうことですね。14ページの12番を見てみましょうか。

【小林副課長】

「原則として1つの答申ないし意見としてまとめられたものであるべきである。」とあつて、原則としてはこうけれども、まとめられない場合については意見表出機能がありますよというところですよ。

【山崎座長】

地域協議会の在り方として、もちろんそれは諮問に対して答申する機関であるわけだから、第一には一つの答申を出した方がいいよね、ということです。その話と、8ページの6番目の

項目では議会との関係ということを書いて、議会は性質上、意思決定をしなくてはならない。だけど地域協議会は最終的意思決定を求められる機関ではないのだから、必ずしも一つの見解にまとまらなくても、それはそれでありではないかという趣旨だから、文脈が違うので、14ページの12番目の項目と内容的に整合性がないわけでないと思います。むしろ議会との関係で、議会と何が違うのかということで、議会に求められることと、地域協議会に求められていることの違いをここで確認しているわけですよね。ほかの委員の皆さんいかがですか。

【加藤委員】

初めにこの報告書を1ページから読んでいくときに、これがまず先に出てきてしまうんですよね。基本は一つの意見にまとめる。そうなんだけれども、という記述がない中で、これが出てきてしまうのが、心配なのかなという気がします。

【山崎座長】

原則は確認しておいた方がいいのではないかという話なんですね。

【小林副課長】

構成上変わらないのであれば、この14ページの部分は中間報告の修正になるので、多分前にきますよね。

【大島係長】

中間報告書上では4ページにくるような形です。

【山崎座長】

この順番が変わらないのであれば、今日の12番目の項目が前にくるわけですね。

【宗野副座長】

その方がすごく分かりやすいですね、確かに。

【塚田課長】

あと同じ8ページの「第3に」の行なのですけれども、「地域協議会でも全市的な事柄を自主的に審議することはもちろん可能だ」というのが、これだけ単独で出されてしまうと、ちょっと違和感があるなという感じがします。

【山崎座長】

これは何度も議論して、それこそ中間報告でもこれは触れていまして、全市域に関わる事案うんぬんという話ですよね。

【塚田課長】

まず全市的な事柄というのが、例えば今回の厚生産業会館のように、公の施設は全市民が使

うのですけれど、施設の規模なり配置によっては、その特定の区の方々しか使わないような施設もある中で、厚生産業会館は全市的な施設という意味合いも分からないことではないし、それを各区で自主的に議論するというのは、我々もあっていいと思うのですが、ただそのときに、条件と言いますか制約として、自らの地域自治区との関わりの中で、というのがやはり制度上の縛りなのかなと思っているんですね。この書き方が出てきてしまうと、ちょっと制度との整合が取れるのかなというのが疑問としてあります。

【牧田委員】

中間報告の3ページの1-3ですね。「全市域に関わる事案をすべての区に一律原則的に諮問することは適切ではないように思われる。」、そして「ただし」というところで、あえて妨げないですよということが書かれていますね。

【宗野副座長】

単独で出てくるのじゃなくて、1-3の項目があるわけですよ。

【山崎座長】

もちろん。

【宗野副座長】

だったら、この一文があることは、別に問題はないのではないのでしょうか。

【加藤委員】

これは最終的に報告書とするときに、何の何項で述べているようにとか、その一文があるといいですね。

【牧田委員】

「地域協議会の果たすべき役割について」という項目は独立して残しておいて、ほか全体がこれについて書いていく文章であればいいと。

【塚田課長】

地域の関わりの方の観点に立ってとか、そういうことが少し入ってれば、また違うだろうとは思いますが。

【山崎座長】

まずは基本的な確認をしておきます。牧田委員が指摘されたように、この中間報告の1-3の基本的な書き方は、もちろん全ての人に諮問するわけではないし、一律に諮問することは適切でないと、ただし、自主審議は妨げるべきではないというふうに言われているわけですが、これは基本ですね、我々の認識として。

【塚田課長】

自主審議をするのは妨げないのですが、やはり自主審議も区に関わることというのが、制度上の前提になっていますので、例えば地域との関わりの観点に立って、とかそういうのが入るのではないかなと思っています。

【山崎座長】

そこをどう思いますか。そういうふうに入れるか、入れないか。

【宗野副座長】

この山崎文案も、基本的にはやはり議会があって、その全市的なものは議論するということを踏まえているのですよね。そういう意味では中間報告の1-3と相違はないと。

【山崎座長】

相違はないと思います。

今、塚田課長がおっしゃったことをもう一回整理すると、中間報告の1-3の最後のところで、「ただし、全市域に関わる事案のうち、自らの地域自治区にとって重要と考えるものについて、地域にどのような影響があるかを自主的に審議し、市長に意見を提出したいと考える地域協議会があれば、その審議を妨げるべきではない」と書いてあるわけだから、これは事実上、塚田課長が言っていることなんです。なので、後の項目で語るときに「1-3で言われているように」とか、入れればいいわけですよね、

【塚田課長】

そういうことです。

【山崎座長】

そこだけ確認しておけば、あとは今後考えます

おっしゃるとおり、原則には何でもかんでもということではないということです。

【牧田委員】

それだけ読んで、そういうふうに対応されると困るということですね。

【山崎座長】

後はよろしいですか。

ではちょっとだけ休憩を入れませんか。大体半分なので、5分間だけ休憩を入れます。

— 休憩 —

【山崎座長】

では続けていきたいと思います。今度は7番「都市内分権について」ということです。この下案は私が作ったので、特に私からはありません。皆さんいかがでしょうか。

【加藤委員】

9ページの7行目くらいから豊田市の地域予算提案事業の事例がありますが、この文面だと市が行う事業というのを、完全に市が主体というようなイメージで捉えているのですけれども、私どもが豊田市を視察とかヒアリングした中では、市と地域が協働で行うということを前提としていることをすごく強調されていたので、「市と地域が協働で行う事業」とか、そういう言葉にした方がよいかと思います。

【山崎座長】

これについては、牧田委員が下案を作られた11番目の項目で触れていて、14ページの上ですか、「地域予算の創設が考えられる。」と書いてあって、「これは、各区に一定の予算枠を割り当て、地域協議会が地域ビジョンに沿って定めた施策の優先順位に照らして、その用途を決定する仕組みである。」と書いてあって、私はこれを念頭に書いています。もしかしたら私の認識がちょっと違っていたのかもしれませんが、ここで豊田市と出したのは、そのような具体例を出した方が分かりやすいかなという趣旨で、豊田市の仕組みを入れろという意味ではなくて、牧田委員が言っているような趣旨の「地域予算」の創設をという文脈でこれは書いているつもりではあります。ですからもし加藤委員がおっしゃることが事実だとすると、書き換える必要があります。

【牧田委員】

新城とかも視察したんですね。

【山崎座長】

そうです。私たちは愛知県の新城市というところに8月に行きました。そこは、まさに市が行うんですよ。住民からの提案を受けて市が行う。それは住民がやる部分は基本ないんですよ。

基本的な考え方は、「各区に一定の予算枠を割り当て、地域協議会が地域ビジョンに沿って定めた施策の優先順位に照らして、その用途を決定する仕組み」だから、この決定に至る途中の利害調整は当然自分がやるわけですよ。地域予算のことはそれを意図しています。

このことを入れるにあたって、今回の報告書でこれを入れるのか、入れないのかということは議論になりました。今すぐということではなくて、将来的にはこういうことも考えていいのではないかと趣旨であれば、今後の方向性を示すという意味で入れてもよいだろうとい

う趣旨でこれを盛り込んだと思います。

これはまた11番目の項目のところで議論しますが、趣旨はまず分かりました。豊田市うんぬんで、もし語感が変であれば、豊田市うんぬんというのは入れない方がいいですね。

ほか、いかがでしょうか。

【塚田課長】

基本的な検証結果報告書のまとめ方についてですが、市長から先生方に委嘱をして、検証してもらっているのですが、まずは市長に返していただく、要は市長の権限が及ぶ範囲の中でのことについて返していただくというのが基本なんだろうと思っているんです。ただ、これまでの検証の経過の中で、議会についても触れるということになりました。それはそれでいいと思うのですが、その触れ方で、市長に対して議会のことを返されても、ちょっとどうしようもないので、言い方として、「付け加える」というような感じで入れていただければなど。また、あちこちにあると分かりにくいので、できればまとめて後ろの方に付けてもらえると、整理がつくのかなと思います。

【山崎座長】

おっしゃることは分かります。まず基本的な考え方を整理しておく、我々が市長からの諮問を受けて検証会議をやっているわけですが、言ってみれば議会との関係は我々の自主審議ですね。ただ、分権についてという検証項目はそもそもあったので、行政との関係の分権ではなくて、議会との関係にウェイトを置いて検証しているということで、これはやはり議会という言葉は触れてもいいのかなと思っています。

【塚田課長】

今までの経過もありますので、触れていただくのは構いませんが、豊田市の話や将来の話、議会の話というのは、一通りのまとめの後に付言すると、という感じで、将来的にはこういうものもやったらどうかとか、議会に対してこういうものはどうかという形で、検証会議からの提案という感じで入れていただけると、整理がつくのかなと思います。

【山崎座長】

一つの考え方としては、豊田市のことや議会のことは、例えば地域予算とか議会という言葉だけを出しておいて、詳しくはその後の項目で書くという書き方ですか。実際そうになっていますけれど、議会のことについては10番目、地域予算については11番目の項目で書かれています。だからこの7番目の項目のところであまりごちゃごちゃ書かないということですね。

【宗野副座長】

うまくまとめられるかどうか。

【牧田委員】

議会との関係というのはあちこちに入り組んでいるからね。

【山崎座長】

だから基本的な考え方として、議会との関係はここで言うところの10番目の項目でまとめています。

【宗野副座長】

いろんなところで議会が出てくることは確かなんですけども、ただ議会に地域協議会で議論されてきたことを反映するためには、どうしたらいいかを議会で考えてほしいと投げかけをしているのは、この10番目の項目かなと思います。これを独立させてここで本格的に議論するという形でやれば、基本的には非常にきれいかなと思います。

【山崎座長】

この都市内分権についての項目の最後の二つの段落です。「もっとも」から始まる段落と「むしろ」から始まる段落、この辺りをもうちょっとシンプルにするということですね。

あと私からですが、8ページの一番下から9ページにかけてのところなんです。ちょっと読ませてもらいます。「自主審議を通じて良質な議論を積み重ねてきたことこそが、今までの最も重要な成果であり、これからも基本的な役割であり、全国的にみた上越市の地域協議会の特徴であるとすれば、これをさらに継続・発展させる方向で分権の在り方を考えることを基本としたい。団体自治との関係で「自ずと一定の制約」があることも明らかだが、その枠内でも「権限の分与」は可能である。」この部分はこれでよかったですか。これは何で聞くかと言うと、「自ずと一定の制約」と「権限の分与」という部分は、実は行政の資料にあった言葉なんです。それに対して我々の検証会議の考え方としては、制約はあるのだけれども、権限の分与は可能だということなので、あえてかぎっこを付けました。よろしいですか。

【牧田委員】

その中で、「団体自治との関係で」というのがよく分らないです。

【山崎座長】

団体自治ですね。これは実は行政と議会の両方含まれているんですが、ちょっと考えます。

【塚田課長】

この前、議員との意見交換のときに、ある議員が、一定の範囲の中で議決権を与えてもいい

のではないかというような発言があったかと思うのですけれども、上越市の都市内分権というのは自治基本条例の中に書かれていて、地域の課題解決のために地域で話し合っ、それを市政運営に反映させるという、それが上越市の都市内分権ということで、その分権する元の権限は誰の権限かというところを整理した中で、市長が持つ政策判断の部分を、意見を求めて聞いて、それを反映するという、全権委任での分権ではなく、あくまでも市長の権限の範囲の中での分権であると。だから決定権は当然議会にあるので、「議決権を分権せよ」というところはもう都市内分権の範疇を超えている話だと思います。そういうものが自ずと一定の制約ということで、我々が使っているところです。

【山崎座長】

それはそれでいいと思います。

【塚田課長】

そうすると、その枠内での権限の分与をするのが上越市の都市内分権だということで、これから先はそういうことが可能だと言うよりは、そういう制度を作ったのだと、そういう意味でちょっと違いがあるのではないかなと思います。

【山崎座長】

それならそれで、そういう趣旨で書き換えた方がいいのでしょうか。それは別に異論はないです。ほかの委員の皆さんいかがですか。

【宗野副座長】

この権限の分与の一例として、「当該区における市が行う事業の一部を地域協議会が事実上決定する」とか、こういう形の権限ですね。

【山崎座長】

そうですね。

【塚田課長】

その一つの形態としては、地域協議会の意見が緩やかな拘束性を持つ、それも権限の分与の一つなのかなと思います。

【山崎座長】

それについては、8ページの実績のところでは書かれていますが、それでも、「地域協議会は緩やかな決定権を持ち、そこでの意思決定は緩やかな拘束力を持つと言われるが、現状では、法や条例に裏付けられた決定権は持っていない。」というところで確認をしています。

【塚田課長】

そういう意味でも、可能であるというよりは、やってきた、制度を作ったということなのか
なと思っています。

【山崎座長】

それはやってきたし、さらにこれを拡充していくということですよ。

【牧田委員】

さらなる権限の分与も考えられますよね。

【山崎座長】

まあ、あえて言えばね。

【加藤委員】

そうすると8ページの7-1の見出しとして、「何を分権すべきかについて」ということに対
して、ストレートに答えていないといいたいまいしょうか、この見出しのままだと先に何を分権すべ
きかを言わないといけないと思います。

【塚田課長】

ここは最初に課題を出したときの一つのきっかけというのは、議員が一括交付金制度とか、
予算編成権とかを例に出してきたので、そもそも上越市の都市内分権というのは、何を分権す
るのか、その原点を明らかにしたいなというのがきっかけなんです。だからこれから先、何を
分権していくかということではないんです。

【山崎座長】

上越市における分権とは何かとか、そういうことですね。今の件ですが、見出しの書換え、
節の書換えというのはいいわけですよ。ちょっとまた検討してみましよう。あとはいかがで
すか。

では、次に行かせてください。7-2「区ごとの相違について」について、何かありますか。

【牧田委員】

これだけ独立しているという感じですね。

【山崎座長】

何か変なのですが、なんでこれがここにということがあって、むしろこれは、内容的には地
域活動支援事業なんですよ。何でここで「区ごとの相違について」という言い方なのですか。

【加藤委員】

都市内分権についての項だからですよ。

【塚田課長】

それは一つの良い例として、地域活動支援事業があるというだけの話なのですが。

【山崎座長】

ここにあると何か座りを変ですね。むしろ地域活動支援事業の方がいいような気がするんですね。その方向でやってみましょうか。

次に行ってよろしいでしょうか。今度は10ページの8番目の項目です。「認知度の向上について」、これも中間報告で「応募者の増加策」という項目があって、その中で考え方として4つ挙げられる中に③として、「幅広い情報発信による認知度の向上」という項目があります。そこでもうすでに言われているようなことで、あえてここで書かなくてもいいかなと、だから私も何を書いているのかよく分からなくて、応募数を向上するというようなことで済ませているわけなので、これ自体はこれでもいいのかなという気はします。

【宗野副座長】

今日議論した3ページの「地域協議会の運営について」の中で、会議を議会のようなやり方ではなくて、自由闊達に議論するようなやり方を考えようじゃないかと。それにより認知度が上がっていくものではないかなと思います。

【山崎座長】

ですから今も確認したように、認知度については中間報告の「委員への応募者の増加策」の中の考え方で言っているので、あえてここでまた認知度についてというのを出さなくてもいいと思います。

【加藤委員】

あと、よく議会からも認知度が低いとか、アンケート結果の数値が低いと言われることに対しては、項をまた一つ起こして、今まで言ってきたことをすべてやることによって、認知度というものは上がっていくんだという言い方はあると思います。まず特効薬としてこれだけやればいいということではなくて、そういう実績をきちんと積み上げていくことが大切だと。

【山崎座長】

そうですね。駄目押しをするという意味では、報告書全体の後ろの方にしますか。確かに認知度向上ということはよく言われますので。

【塚田課長】

よくPRが足りないとか言われるのですけれど、PRをしたから認知度が上がるというわけではなくて、やはり実績や成果を残すということが大切だという観点でいいのではないのでしょうか。

【山崎座長】

そうですね。ではそういう駄目押しをするという趣旨で残しましょうか。それで位置はもうちょっと後に来る方がいいですか。これは付け加える項目としては事実上一番後ですね。

【塚田課長】

当初用意した課題の中の一番最後です。

【山崎座長】

そうですね、一番後ですね。そういう意味ではいいですね。

【大島係長】

すいません。今の実績の部分で、市政モニター・アンケートの結果ということで書かれているのですが、今回の1ページの真ん中のところで、市民の声アンケートでの認知度の話に少し触れていますので、できれば今年の1月に市民の声アンケートをやっているの、そちらの方の内容に変えていただいた方が、整合も取れるかなと思います。

【山崎座長】

そうですね。分かりました。データは後でください。

【加藤委員】

関連でいいですか。1ページの実績の一番最後の「一方で」と書いてあるところなんですけれども、これは「調査より低下している」ということに対して、受けている考え方がないんですよね。ここだけ課題は提起しているけれども、それについての考え方が触れられていないんです。

なのでこの「市民の声アンケート」と言うところを、残した方がいいか取ってしまった方がいいかというのは、ちょっと自分では結論が出なかったところです。

【山崎座長】

ただ、ここに認知度という言葉が出てくるのですけれども、確かにこれまで振り返ったときに、まだ認知度が足りないという言われ方をするのは、そのとおりと言えはそのとおりなので、先ほどの話にもありました、PRも大事だけれど実績を見られることが大事だということを書いて、あとはほかの項を見てくれというようなことにしておくとか。

【牧田委員】

あと、1ページの実績の下の2行は取った方がいいのではないかということでしたね。

【山崎座長】

そうですが、正にそれこそ実態で、そういう声があるということは踏まえておかなければい

けないですよ。

【牧田委員】

それは認知度の向上の項に持ってくるということと、これまでの成果については、ポジティブにしか書いていないのに、最後の2行だけ下がっているという話でよかったのかという話だと思います。

【山崎座長】

それはそうなのですが、成果だからポジティブな事だけでいいのかということですよ。

【塚田課長】

今回は課題を検証して活性化を目指すというときに、悪いところばかりではなくて、良いこともあると、それを言わないとバランスを欠くということで書いた項目ですので、そういう意味ではポジティブなところを評価するという位置付けだったと思います。

【山崎座長】

そういうことですか。だからここはポジティブなことでもいいんですね。ではこの「一方で、」というのは取りますか。それで「認知度の向上について」は一応残して、全体の最後ぐらいに入れるということ。

【塚田課長】

7番目の項目に戻って、10ページの上なんですけれども、冒頭4行の2行目の後ろから、「区ごとの違いがあまりに大きく、これによって活動に支障が出るようになったときに、共通のルールをつくらうという世論が盛り上がってくることを、むしろ期待したい。」ということなのですが、区ごとの違いを認めておきながら、最後期待するという終わり方がちょっとどうなのかなということがありますし、それと活動に支障が出るというときというのは、どういう事態かなど。

【山崎座長】

最低限の共通ルールって何だろうというのを、行政提案じゃなくて住民提案として出てくるということは、期待していいと思います。

【塚田課長】

例えば各区の違いを認めている中で、どこの区も同じことをやり始めてきたと、そうであればそれは共通ルールだよと、そういう考え方もあるのではないですか。その違いが出てきたものを統一するという方向、一部を統一していく方向というよりは、違いがいろいろある中でどこも共通でやられているのであったら、これは皆で共通ルールとして認めようということとし

ようか。

【山崎座長】

それも分かるのですけれども、ここで話しているのは、支障が出て、これではなかなかまとめることができないと。だったらもうちょっと統一ルールを作った方がいいのではないのということをお私に想定しているわけです。

それはこれから皆さんのご意見をお聞きしたいのですけれども、まさに自治の一つではないのかなという気はします。

【牧田委員】

私はよく分かりません。

【宗野副座長】

この文脈だったら私は全く違和感がないですけれどね。要するに何と言うか、あまりにも違うことをやっていることで問題になったら、それはもう自分たちで、各地域自治区で調整していこうという動きが出てくるから。

【牧田委員】

レベルの高い方で進めていこうというような趣旨なんですね。だから悪いものは淘汰されていくというような。

【山崎座長】

これは宗野副座長的発想でもあるはずですよ。公共的ルールというものを下から積み上げていくという話だから。

【大島係長】

市役所に作ってくれというのではなくて、自分たちでこれを共通にしたいという。

【山崎座長】

もちろん事務的なことは、行政でやれということになるかもしれないけれども、ただ動きとして。

【大島係長】

こういうふうにしたらどうだという提案が逆に住民からくるというイメージですね。

【山崎座長】

そうですね。

【大島係長】

今結構言われているのは、やはり違いがありすぎると自分たちもやりづらいから、統一して

くれとは言われるんですよ、だけどどっちに統一するというような話にはなっていないんです。そこがやはり我々もすごく難しく、逆にそうであれば地域ごとの事情が違うので、地域で設定してもらった方がいいです、という話をさせてもらっているわけなんですけれども。

【塚田課長】

地域協議会委員が責められる、説明がつかない、責任はすべて地域協議会委員に来るといようなこともついでに言われるんです。だから行政でルールを作れと。だけど採用しないと決めたのは地域協議会なんですよ。決めたのであれば、その説明をするのは地域協議会委員であるべきなのに、そこを緩めるということの検討もしないで、責められるのが嫌だからルールを作れという、こういう議論になってきているので、そういう実態を見てしまうと、こういうルールを作るという方向に行くこと自体が本当に自治なのかという疑問が出てくるんです。

【宗野副座長】

共通のルールを作るということ以外にありうる方策としては、自分たちのルールを守ると、ただそのルールの運用の透明性を高めるとか、あるいはルールが実際に運用されている基準というものをより明確にするとか、そちらの意味での宣伝ということであれば分かるのだけれども、行政に説明責任を転嫁するようなやり方になってしまうとそれは困る。

【塚田課長】

そもそも、自分たちが決めて自分たちで責任を取るのが自治ですよ。そういう意味で地域活動支援事業の中では、採択基準なり補助率なり、そういうものを全部自分たちで決めてくださいというふうにやっていく中で、具体的に言えばLEDが駄目だとか、物を買うのは駄目だとか、さらに市の執行事業は一切認めないだとかというルールを自分たちで決めたいんです。それをほかのところがやっているというふうに、市民から言われたときに説明がつかない。つくようにするには統一ルールを作れという話なので、何かちょっと自治の方向が違ってしまっているのではないのかなという気がします。

【宗野副座長】

共通のルールを作ろうという時に、実際にどうやって作るのかということが問題になるわけではないですか。要するにより厳しいルールでやっているような自治区に、自分たちも合わせようという形での動きもあるだろうし、もう市の方で一本化してほしいという動きもあり得ると思います。それはやはり良くないというのが、今おっしゃっていることでしょうね。確かにこの書き方だと、そういう事務局の不安が出てくるのが分からなくはないですね。

【山崎座長】

今の意見を聞く中で、ますますこれは大事な論点と思いますが、ただ、9ページの一番最後の行で、「しかしながら、少なくとも今の段階では、各区が試行錯誤を続ける中で、徐々に自治の力量を高め、分権の担い手としての力量を蓄えていくことを重視したい。」について、もうちょっとこれを書けばいいのだろうけれども、ここで言っていることは、正に塚田課長が言っていることで、行政に投げては駄目で、自分たちで考えるんだということを言っているわけです。

ただ、先ほど牧田委員が言ったように、直江津ルールとか高田ルールを超えた、上位ルールというのを作った方がいいだろうというのは、それは当然のことながら別に矛盾しないわけです。そういうことが盛り上がってくればそれはそれとして進めてあげたらいいじゃないのと。

【宗野副座長】

その上位ルール、全体に通用するルールを作ろうという時に、これはやはり市の方で、ここまでハードルを上げましょうということになるのですか。

【山崎座長】

だから実際の下案というのは、やはり行政が作ることになるのでしょうか。ただ、それについて当然議論することにはなるのでしょうか。

【塚田課長】

言葉尻の話になってしまいますが、最後は「むしろ期待したい」よりも「やむを得ない」というのかなと。

【山崎座長】

なんで期待かという、それは自治力の発揮なんです。ここで言う共通ルールは自分たちがルールの担い手になることを放棄するという意味ではないのです。行政に丸投げと言う意味ではなくて、先ほどから言っていることなのだけれども、直江津は直江津で、高田は高田でそれぞれ自分たちでやっているのだけれども、どうも違いが大きいと、それによって何か弊害が出てきているということであれば、もっと上位ルールを作ることが委員の間から出てくる。それは行政の押し付けではない、住民から出てきた自主努力の提案、これは正に自主審議ではないかという気はするんです。だからここは書き方の問題にもなるのでしょうか、基本は自分たちのルールなんです。自分たちで決めることなんです。

【宗野副座長】

そこを明記する必要があります。

【山崎座長】

そうです。明記は一応していて、もうちょっとそこを強調した方がいいですよ。だから先

ほど読んだ一文はそれです。それが基本だと言っているわけです。

【宗野副座長】

ルールを作る主体と、ルールが作られていくプロセスです。それをもう少し明確に伝わって
いけば、つまり丸投げはないんだということを言えればよりいいのです。

【山崎座長】

そういうことですね。

【宗野副座長】

市に丸投げではないという感じですね。

【山崎座長】

分かりました。考えてみましょう。

【牧田委員】

その関わりだと中間報告の12ページの4-4に書いてあるのは、「各区の実情に応じて、各
区地域協議会の裁量に委ねることが地域活動支援事業の原則であり」という、これだけなんで
す。基本ルールを皆で作った方がいいという機運があるならば、そのときはまたその話になる
と思います。まあ代表者会議みたいところでそういうことを議論なんかして。

【山崎座長】

そういう趣旨でいくことを確認したということで。先ほども言ったように、区ごとの相違に
ついて議論があるものは、基本、地域活動支援事業の中に盛り込んで書くということですよ。

【塚田課長】

「区ごとの相違について」は、活動支援事業の中に入ってしまうか。

【山崎座長】

入っていいのではないですか。

【牧田委員】

もっと違う部分もあるのではないですか。

【塚田課長】

都市内分権の結果による区ごとの相違という観点なのですから、書いてあるのが活動支
援事業ですので。

【山崎座長】

では、そもそも何を想定していますか。

【塚田課長】

自治というのは、違いが出るのが当たり前というところの確認です。今、自治を進めていこうとすると、いろいろな問題が出てきて、すぐ統一ルールを作ろうという話になるけれども、それは本当の自治なんだろうかとというのが、出だしの疑問なんです。だから都市内分権の中には入れてあるのですけれども。

【山崎座長】

ただ、具体的な話はやはり地域活動事業の話だから、やり方としてはそっちでいいのではないのでしょうか。

【塚田課長】

何か地域活動支援事業の方に、区ごとの違いがあってもいいと、問題が矮小化されるような気がします。

【山崎座長】

だからそれは書き方の問題で、「区ごとの相違」についてという見出しを変えるとか。

【塚田課長】

もしくは、先ほど7-1の方を「何を分権すべきかについて」というタイトルを「都市内分権とは」みたいなことにしましたよね。その中で若干触れてもらうというのではどうでしょうか。そういう違いが出るのは当然なんだと言ったような辺りを。

【山崎座長】

どうですか。やはりちょっと話が違いますね。今の7番目の項目「都市内分権について」の「地域自治区からの意見」のところに書いてあるように、正にここで問題としているどういう権限を地域協議会に与えるのか、あるいは与えないのかという話ですよ。その話と今、塚田課長がおっしゃったような、基本的に皆さんが自分で考えて、自主的に基準を設けて判断していくという話は、例えば「地域協議会の果たすべき役割について」だとか、ほかのところの方がふさわしいような気がしますね。分権ではないかなと思います。どうですか。

【牧田委員】

区ごとの違いがあるのは、ある意味当然だという前提で作られるものではないですかね。だからあえて書く必要もないと思います。それぞれ固有の問題があるわけだから。

【山崎座長】

具体的にはやはり地域活動支援事業を巡っての話だと思います。だからそれはそれで、そこに収めておけばいいのではないかなと。

【宗野副座長】

その上で、やはり都市内分権の中の区ごとの相違といった大きな問題意識が必要だということであれば、またそれはそれで。

【加藤委員】

ちょっと項目が大きいんですね。検証会議の議題として、都市内分権についてというのは分からないではないですけども、地域協議会に絡んでこれを議論するのは難しい気がします。

【山崎座長】

どういうことですか。

【加藤委員】

その項目が出てきたのは、あくまで地域活動支援事業についての話であって、そちらの方でやればいいのかなど。

【山崎座長】

それでいいと思います。それでやるということにさせてください。

次の9番目の項目「地域協議会と各種の市民・住民団体との関係について」。これはちょっと見出しを変えました。これのたたき台を作ってくださったのは、加藤委員だったかと思います。何か加藤委員からありますか。

【加藤委員】

特には。

【山崎座長】

特にはないですか。ほかの皆さんいかがですか。

【塚田課長】

11ページの最後の段落の「また、」というところがあるのですが、その4行上の項目なんですけれども、「15区には」のところ、「町内会長協議会を持つところが多い。」と書いてあるのですが、基本的に谷浜・桑取は町内会長のレベルでは別れていまして、16の町内会長連絡協議会があるんです。ですから、そこは「多い」ではなく「ある」という言い方をしておいた方が正確かなと思っています。ただ数は16なんですけれど。

【山崎座長】

はい、ありがとうございます。ほかいかがですか。

【塚田課長】

今の段落の一番最後、「この目的でこれらの諸団体に支払う費用については、地域協議会に認めてもいいだろう。」というものがあるのですが、今はアドバイザー派遣事業というもの

があって、この前はファシリテーターの研修として市外から講師をお呼びしました。それも全部こちらで費用を負担していますので、今は認めている状況にあります。それが同じものをイメージしているのかどうか分かりませんが、一応予算はとっています。

【宗野副座長】

我々の考えているファシリテーターなり、実際のワークショップというのは、今研修でやっているものとは全然違うものです。

【山崎座長】

ただ、この一文について、やっているということはいいいですね。

【宗野副座長】

はい。

【山崎座長】

あとはいかがでしょうか。次に行きます。

10番目の項目「地域協議会と市議会との関係について」ということで、この間議員の皆さんと議論をする中で、大分我々も考えたところで、ボリューム的にもちょっと多くなっています。下案を作ったのは私なんですけど、私の方からは特にありません。むしろ皆さんの方からご意見、質問等をいただければと思います。いかがでしょうか。

【宗野副座長】

意見申述権ともう一つ聴聞権ですね。地域協議会が議会に対して当然のこととして、意見申述や聴聞の機会を設置することを求めるということになりますね。地域協議会にはそれだけの権限というのが、あくまで市長の附属機関ですからやはり認められないだろうというふうに山崎座長といろいろ議論して、それでこういう書き方になりました。僕はこの書き方は非常にいいと思います。要するに議会の方が地域協議会にそういう意見申述やその機会を設定して、地域協議会の中で出てきたいろいろな意見、住民の思いというものを、市議会の中で広く共有していく。それは市政全体を通底していくというイメージですね。それが非常によく出た文章になっていると思いますね。

【山崎座長】

そこなんです。そこが結構、議論したところで、具体的にいうと、12ページのちょうど真ん中あたりです。「では、」から始まる段落の最後辺りですけど、言葉として「意見申述権」と「聴聞権」という言葉が出てきて、それをその段落の一番最後ですね、「議会が地域協議会に対して認めてはどうか。」と、ここですね。ここは大分考えて議論したところではあるかなと思

ます。

【宗野副座長】

ただ前回までの議論の中でのイメージだと、地域協議会が一方向的に議会に対して聴聞されることを考えるという感じだったのですが、ちょっとそこを変えてみようという感じです。

【山崎座長】

それで、2回ほど議員の皆さんからお話を伺って、議員の皆さんからもそういう権限は認めていいのではないかと、選挙区も全市一つになったわけだし、一応そういうことが大事なのではないかというご意見があったものですから、そのことも念頭にというふうに我々の間ではまとめるところです。あといかがですか。

【宗野副座長】

細かいことなのですが、13ページの「1市6町7村」のところ、3行目ですね。「総議席が416」のところですが、これは220の間違いですので、訂正いたします。

【山崎座長】

分かりました。あと、いかがでしょうか。

【塚田課長】

12ページの「では、」から始まる段落で、2行目のところで「地域協議会から提出される意見書を、市長だけでなく市議会にも提出するといった形で、現行の枠組みを基本的に変えることなく、運用面での対応で済ませることも可能である。」という一文があるのですが、これは市長の諮問機関という位置付けの中で、議会に提出するという運用は、私は可能とは思えないのですけれども、ちょっと考え方を教えてください。

【山崎座長】

なるほど。これは何かこんな話が、確か前に出たのですかね。

【宗野副座長】

陳情という言葉を使って、これに近いようなことを確かに議員さんが言っていたと記憶しています。

【塚田課長】

例えば陳情や請願であっても、市長の諮問機関が請願者とか陳情者になってはいけないという法律はないのかもしれませんが、ちょっとこれはこれで…。

【山崎座長】

確かにそうですね。これはちょっと変ですね。これは委員の皆さんいかがですか。これはご

ちやごちや書かずに、今、運用面での対応で済ませることとだけ書けばいいのかな。

【塚田課長】

今のルールだと、直接議会に出す、伝えるルールがないんですよね。あくまでも市長等と言うという仕組みになっているので。

【山崎座長】

そうですか。運用という言葉が出たので、ただ力点はもちろんそこにあるわけではないわけ。

【小林副課長】

要は市長に出された意見書を情報共有するみたいなイメージなんですかね。

【山崎座長】

議員さんがおっしゃっていたのは、そんなイメージだったですね。

【宗野副座長】

議員さんは直接受け取るようなことをおっしゃっていたと、僕はそういう風に理解したので、確かにちょっと、制度上できないでしょうね。

【山崎座長】

そこは別にこだわったことではないので、ここは取った方がいいですね。はい、分かりました。

【塚田課長】

それから、一番下の段落の「第1に、」のところなんですけれども、2行目の後ろから、先ほどの全市的な事柄の自主審議の話が書いてあります。文脈からいくと、「可能だが、事柄の性格からして」、こういうものは議会のものだと言っていますが、「もちろん可能だ」という言葉だけ一人歩きしないようにお願いしたいと思います。

【山崎座長】

趣旨は分かります。あと、いかがでしょうか。

【塚田課長】

基本的に議会が主語になってきましたね。

【山崎座長】

そうですね。そこが一番の勘所です。議員さんとの会議が有意義だったと思います。

【笹川部長】

そこで言うと、議会基本条例については十分に可能であるかなという意味で、自治基本条例となるとどうなのかなという気がしますね。

【山崎座長】

どこでしたか、そこは。

【笹川部長】

12ページの真ん中あたり、「市議会が」というところからです。

【宗野副座長】

これは多分自分が書いたところだと思うのだけれども、議会基本条例より自治基本条例の方が書きづらいですか。ちょっとそこは本当はよく分からなかったのですが。

【塚田課長】

これは単純に、担当分野というのですけれど、自治基本条例は市長側、議会基本条例は議会側、こういう意味からすると、自治基本条例の方に入れるというのは、ちょっと抵抗があるかなという感覚なんですね。ただ、自治基本条例にも当然議会のことは書かれていますし、議会もこの前議会提案で自治基本条例を直しているぐらいですから、明確にそういう区分けはできるわけではないのですけれど、本当にイメージの話です。

【宗野副座長】

議会にとって位置付けやすいのは、議会条例ですね。

【塚田課長】

ですから議会がと言っているのであれば、自治基本条例を外してもらの方がスッといく感じがします。

【宗野副座長】

自治基本条例に位置付けるのであれば、非常に緩やかな書き方と言うのですか、地域協議会で議論された様々な意見を、市政全体で共有できるように努めるとか、そういったことですね。

【笹川部長】

それは表現の仕方がありますからね。

【塚田課長】

ちょっと入れる場所が難しいかなと思います。ほかの条文とのバランスから言うと、ちょっと具体的すぎるかなという気はします。議会基本条例の方が結構具体的なことを書いていますから。

【宗野副座長】

自治基本条例の中には、地域協議会の項目はないのですか。

【塚田課長】

33条に都市内分権というところで、仕組みとして地域自治区を置くと、そこに地域協議会を置くと。

【宗野副座長】

これは設置に関することになりますね。

【塚田課長】

その程度しか書いていないので、そこに入れるとちょっとバランスが。

【山崎座長】

そうですね。「議会基本条例など」にして、あとは残すということにしておきましょうか。

はい、ありがとうございます。あと、いかがでしょうか。

【笹川部長】

すいません。12ページの一番下から4行目ぐらいから、「地域協議会は、一つの結論を出すことよりも、各区内の住民の様々な意見が表出され、議論が交わされる場を提供することに、基本的な役割があると考えられる。」、ここだけちょっと何か誤解されないかなという気がしました。これも先の議論の話と同じですね。

【山崎座長】

これは先ほどと一緒にですね。これはまたちょっと考えましょう。あとはいかがでしょうか。

次に11番目の項目に行きましょうか。これは牧田委員が担当したところなんですが、いかがでしょうか。

【牧田委員】

こちらはないです。

【山崎座長】

事務局はどうですか。

【塚田課長】

考え方の①、②、③というふうに、きれいに整理をさせていただいているのですが、本当にここまできれいに分かれるかなというのがあるので、頭に「原則として」とか、そういう飾り言葉があるといいかなという程度です。

【山崎座長】

ただ、考え方なので、はっきりしておいた方がいいという感じはするのだけれども、牧田委

員はどうか。

【塚田課長】

「現行の施策を整理するならば、」ということで。

【山崎座長】

あとはいかがでしょうか。

次に12番目の項目「意見提出の在り方について」。これはすでに中間報告で出ているのですが、宗野副座長がちょっと変えたんですよね。我々も最近よく使っている、「意見を表出する」というところに力点を置いた記述になっているかなと思います。

【宗野副座長】

「原則として1つの答申や意見に集約されることが望ましい。」ということ踏まえた上で、でもやはりそれだけではないということです。

【山崎座長】

そういうことです。最終段落の1行目です。

これは先ほどの笹川部長の指摘とも対応するわけで、原則はこれだよと、集約は原則で、集約することに固執するのはどうかという話です。

【塚田課長】

そこは我々も理解できます。ただ、要は結論を出すことを原則としますけど、それができないときには無理に結論付けるのではなくて、答申不能として、無理に適当、不適当を付ける必要はないのではということです。

【山崎座長】

正にそういう趣旨のことを書いていませんか。要するに不能はあり得ると、確か書いてありませんでしたか。

【宗野副座長】

別のところですね。それは中間報告でそのことが書いてあります。結論が出ないこともあり得ると。

【山崎座長】

そういう趣旨ですね。それは我々がそういう議論をしてきたかと思うので。ちょっとそれを受け止めてもう一回見直していただいて。

【宗野副座長】

分かりました。ちょっとこれを含めるような形で。でもやはり、さまざまな意見が出ること

は、それはそれで望ましいことなんだと思います。

【山崎座長】

それが基本だと思います。

一応ざっとではありますが、最後までいったかなと思います。委員の皆さんよろしいですか。

これで会議を終了したいと思います。事務局からお願いします。

【塚田課長】

ありがとうございました。それでは最後は1月に第9回の検証会議において、最終的な報告書を取りまとめて確定したいと思っておりますので、また日程等については連絡の上、設定させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【山崎座長】

どうもありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係

TEL : 025-526-5111 (内線 1429)

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。